

# トラサポ通信

2018/12/1  
Vol.1



## 気になるニュース



これから12月は雪の季節ですね。全ト協では、「雪道対策」の動画を制作しました。運行監視前には、気象情報・道路情報の確認をしましょう。また、冬用タイヤも必須です。出発時には、燃料を満タンにして行きましょう。雪道の走行には、タイヤチェーンの装着、十分な車間距離の確保、地吹雪発生時は無理せず安全な場所に避難など、ベテランドライバーに対してであっても、繰り返し指導しましょう。

動画は [http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tenken\\_sn\\_ow\\_dvd.html](http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tenken_sn_ow_dvd.html) で誰でも見ることができます。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

今回は点呼についてお話ししましょう。

なぜ、点呼は対面を義務付けられているのでしょうか。当たり前ですが、電話では声だけしか聞けません。顔色や表情、仕草、生の会話からは電話越しの声の何万倍もの情報を得られます。それにより微妙な変化に気付くことができます。その小さな変化に気付くことで、大きな問題になる前に回避できる可能性は飛躍的に向上します。だから対面の点呼が必要なのです。



### 【コラム】

来年2月にはうちの小学6年生の息子が中学受験をします。そこで最近打っていなかったインフルエンザ予防注射を平渋りに受けました。皆様も早めの予防接種と十分な睡眠で乗り切りましょう！！

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzu-gyosei@uu.em-net.ne.jp](mailto:suzu-gyosei@uu.em-net.ne.jp)



# トラサポ通信

2019/1/1  
Vol.2



## 気になるニュース



ゴールデンウィークは10連休！ということで、休日前に在庫を積み増す工場の生産が活発になるほか、食品や日用品などを前倒しで出荷する動きも出てきます。トラック輸送の需要が一時的に大きく増えると、業界全体で警戒感を強めています。そのためのために、今から外注先業者を準備することや、自社が受ける立場を考えたとき、そのチャンスを取れる環境を今から作っておくことが、経営の守りと攻めの両面から大切なことではないでしょうか。「まだまだ先でしょ」と言っていると、あっという間に4月末です。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

今回は運転時間についてお話ししましょう。

なぜ、ドライバーの運転時間は最大連続4時間と決められているのでしょうか。「ドライバーのキリがいいタイミングまで走って、ひと段落して休みたい」と4時間を超えてしまうこともあるでしょう。そんな間にも確実に疲労は蓄積され、事故の確率は上がります。「ドライバーの気分」も大切ですが、4時間という制限は、疲労軽減すなわち事故防止のための大切なルールなのです。

### 【コラム】

平成30年もなんとか事務所の力をあわせて平穩無事に終わることが出来ました。これも多くのチャンスをいただいた皆様のお陰です。2019年もよろしくお願い致します！！

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2019/2/1  
Vol.3



## 気になるニュース



12月に貨物自動車運送事業法改正案が成立しました。最も注目すべき施策が、2023年までの時限的標準運賃の導入です。運賃が自由化となり、長らく標準運賃の導入が叫ばれてきた運送業界。時限的とは言え、標準運賃が実現することとなりました。しかし、どのように標準運賃を定めるのか、いつから実際に導入されるのかはまだまだ不透明です。その他、違反時の荷主企業の公表、新規参入許可や欠格要件の厳格化も盛り込まれています。動向には注意をしつつも、結局はしっかりとした経営をすることが必要なのでしょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

なぜ、車両の日常点検は対面点呼の前にしなければいけないのでしょうか？

その根拠は貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条にあります。酒気帯びの有無、疾病・疲労・睡眠不足なども同時に確認します。営業所で点呼した後に、車庫で日常点検して出発ではいけないのです。つまり、「これでトラックで仕事に行っても大丈夫！」という状態を“最終確認”するのが点呼なのです。

### 【コラム】

ちらほら花粉の気配が感じられてきました。早めに病院に行って薬をもらわないといけないな、と感じながら、なかなか時間が作れない毎日を送っています。花粉症の方は早めに薬を入手しましょうね。

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)



# トラサポ通信

2019/3/1  
Vol.4



## 気になるニュース



平成が平成31年4月30日に終わり、2019年5月1日からは新元号となります。官公庁の文書も今までは、「平成31年3月1日」のように年月日を元号で表記することが一般的でしたが、今後は西暦表示を原則にする方針のようです。我々一般企業についても、請求書などは元号表記をしていることが多いでしょう。毎日多くの文書が行き交うビジネスの中、4月終わりになってから、元号表記を西暦表記に対応すると、意外と大変な落とし穴があるかもしれません。前もって、しっかりと準備して、直前になって焦らないようにしましょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

なぜ、車庫と営業所の距離に制限があるのでしょうか？

都道府県で異なる「車庫と営業所の制限距離」。都心などは、営業所のすぐ近くに広い敷地を確保するのが難しいという観点から直線20kmの区域もあります。しかし、制限ギリギリで本当に対面点呼ができるのでしょうか。認可基準をクリアすればOKでなく、現実に対面点呼ができる距離で車庫は探しましょう。距離制限のルールもいつ変わるかわかりませんからね。

### 【コラム】

梅が咲き、そろそろ桜が咲いてくる時期です。新学期、新年度も始まり、ビジネスも新しく大きく動く時期になってきましたね。また今年も積極的にチャレンジしていき、実を結ばせていきたいものです。

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2019/4/1  
Vol.5



## 気になるニュース



平成31年6月1日より、日報の記載事項に追加が発生する予定です。集荷地点や荷役作業等の内容、開始・終了日時などが追加されるようです。つい最近、睡眠不足確認が追加されたばかりですが、沢山印刷してしまっている事業者さんは変更するのが大変ですね。しかし、平成29年11月の標準約款で運賃とは別に荷役作業等の「料金」を別建てで請求しようという動きや、貨物自動車運送事業法改正による標準運賃の設定など、外堀りは着々と埋めて行けている気がします。運送業界にとってよいルールとなるよう祈ります。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

「休憩時間」と「休憩時間」の違いを理解しましょう。「休憩時間」は勤務時間中の休憩を言います。「休息時間」は勤務と勤務の間(要するに家に帰っている時間)であり、労働時間改善告示では「休息時間」を8時間以上取るように定められています。共通して「従業員が全く自由な時間」であるということです。電話待機もさせてはいけないので、「なんで電話でないんだ!」と言えません。しっかりした休みを取ることが「安全」につながります。

### 【コラム】

今年は花粉が例年の6倍以上!! 私も鼻が詰まって夜が寝られない日が続いています。みなさんはどうですか? 沖縄は花粉が無いようなので、この季節だけ沖縄に移住したいです。

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2019/5/1  
Vol.6



## 気になるニュース



国土交通省、経済産業省、農林水産省が4月初め、上場企業や各都道府県の主要企業約6300社の代表者に対し、ホワイト物流推進運動への参加を要請する文書を「直接」送付しました。「ホワイト物流」推進運動とは『深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、[1]トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化 [2]女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動』です。

運送業界、ぜひそのように改善していきたいですね。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

4月に入り、事業実績報告書の時期となりました。走行距離、輸送トン数等について、毎年国交省への報告が義務付けられています。実際は「出すことが目的」となっているところも否めませんが、統計を集めることで、国土交通省も運送業界の大きな流れを考えていく大事な要因となります。また、実績を把握する運送事業許可は、国がしっかりその動向を把握をしなければいけない大切な事業であることの裏返しでもあるわけです。



### 【コラム】

GW10連休！！どのように過ごしますか？私はどこへ行っても混んでいるので観光地には行かず、逆に空いている地元をのんびりウォーキングして普段見れない景色を見ようと思っています。

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)



# トラサポ通信

2019/6/1  
Vol.7



## 気になるニュース



ここ最近、高齢者による交通事故のニュースを多く目にします。高齢者になると、反射神経、判断能力、運動能力など、運転に必要な様々な能力が落ちてくるのは当然のことです。そのような社会情勢の中で、運転免許の返納をする方も多くなっていますが、まだまだ“必要だから”返納しない方も多いです。確かに個々の事情はありますが、人命と比較できるものではありません。高齢者ドライバーを雇っているのであれば、その方の能力をシビアに見極めるようにしましょう。運送事業者はプロドライバーの集団として、交通社会の模範となるべく、なによりも安全を第一優先が求められます。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

市街化調整区域では建物の設置は困難ですが、車庫は原則問題ありません。その場合、認可を取っていないスーパーハウスを車庫敷地に置いてしまう事業者様もいますが、それは解決しない不安の原因となり続けます。今は、多くの自治体で、市街化調整区域でのトレーラーハウスによる営業所認可が可能です。同一敷地での点呼や管理が合法的にできるという精神的安心は安全のためにとても価値があるのでオススメです。



### 【コラム】

5月は夏のような暑さでしたね。毎年異常気象と思ってるということは、これはもはや異常でなく通常気象になりつつあります。これから梅雨を迎えて夏本番。熱中症予防をしっかりとしないといけませんね。

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2019/7/1  
Vol.8



## 気になるニュース



AGCは4月からカセイソーダや塩素の受注期限を発送前日から2日前に変えたということです。汎用品はこのように運送業者主導は難しいですが、タンクローリーは希少で運送会社側が比較的強いということが背景にあります。1日余裕ができることで、車両繰りがずいぶん余裕ができ、効率的な計画が立てられるようになります。でも、遅くなるだけではお客さんも納得しづらいですよ。そこで、AGCは荷物の到着時間のメドを発注者に事前にメールで通知するサービスを付加しました。運送業界もどんどん変化をしていき、本質的な働き方改革を目指す企業が増えてきました。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

11月から格段に厳しくなる一般貨物自動車運送事業のルールをシリーズで解説していきます。今まで許可取消を受けた会社の役員は2年間、新規許可を取得することができませんでした。それが5年と2倍以上も長くなり、更に役員のみならず、資本関係のある親会社や子会社の役員も対象となることとなります。事業廃止も届出から認可となります。悪質な許可取消逃れはできなくなり、違反事業者はどんどん淘汰されていきます。

### 【コラム】

今年は近畿より関東の梅雨入りが早く、驚きました。それに今年は梅雨っぽい梅雨ですね。雨は大変ですが、これも四季を感じられる日本ならではの、蛙のように雨を楽しめたらいいな、と思います。

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)



# トラサポ通信

2019/8/1  
Vol.9



## 気になるニュース



大型トラックの男性ドライバー(52)が 2018 年 4 月に病死したのは、長時間労働が原因だったとして、川口労働基準監督署(埼玉県)が労災認定していたことが 7 月 26 日に分かったというニュース。東京都足立区「ライフサポート・エガワ」という運送会社が別会社を作り、荷積み等を別会社の労働時間として計上していたのですが、結局合算して労災認定されました。確かに別法人で計上すれば拘束時間も削減できたりするでしょうが、結局「安全のために!」という観点が抜け落ちていたということです。ルールを学ぶのは良いのですが、安全という究極の目的は忘れないようにしましょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

11月から車庫が原則営業所に併設が求められます。今は5km~20kmの範囲で認められているので大幅な厳格化です。対面点呼の実施を徹底的に守らせようということが目的だと思います。仮に10kmも離れていたら、日常点検後に営業所まで戻って対面点呼し、車庫に戻っていざ出発、ということは現実にはできないでしょう。対面点呼については必ず実施していく体制を整えなければ運送会社は生き残っていきなくなるわけです。



### 【コラム】

ようやく梅雨が明けました。すでに全国で猛暑日が続いています。毎年「今年は異常気象だね」と言っているような気がして、なにが異常かわからなくなってきました。水分をコマメに取りましようね。

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2019/9/1  
Vol.10



## 気になるニュース



働き方改革の一環で、今年4月1日より会社は従業員に5日の有給休暇を取得させる義務を負うこととなりました。10日以上の有給休暇を取得する従業員は全員対象となります。フルタイム正社員であれば全員が対象です。違反すれば30万円の罰金。しかも、対象人数の掛け算になる可能性もあります。10人で300万円です。多くの運送事業者は1台1人で動かし、有給休暇を取らせるのは現状困難です。時短勤務の主婦の力を借りてうまく回し始めてる業者も出てきています。今から1台のトラックを複数的人数で動かすよう真剣にシフトしていくことが大切です。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

11月から巡回指導の評価がE(大変悪い)の事業者は認可申請ができなくなります。事業報告書、事業実績報告書、運賃・料金の届出を提出していない場合も同様です。運輸安全マネジメント、運転者への指導教育など、頻繁に指摘される項目は当然のこと、社会保険加入、健康診断・適性診断受診など会社としてやらなくてはならないことは盛り沢山です。全ては安全の為。継続可能な会社にするため共にルールを学んで行きましょう。



### 【コラム】

お盆休みはゆっくりできましたか？私は神奈川県湯河原町にて家族で花火大会を見てきました。すぐ目の前の海から打ちあがる花火は圧巻でした。日本人に生まれて良かったと思う瞬間ですね。

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2019/10/1  
Vol.11



## 気になるニュース



消費税が10%になりました。荷主や元請企業へ、毅然とした態度で10%の料金を請求することが必要です。「増税分は値引きしてね」という状況もないとも言えませんよね。そのときは「消費税転嫁対策特別措置法」の存在を覚えておきましょう。公正取引員会などでも相談窓口を設けています。また、2023年10月からインボイス制度が始まります。売上1000万円以下の免税事業者に仕事をお願いしている場合、外注会社が税務署に登録していないと、その外注費が消費税控除とならなくなります。発注する側でも受ける側であったとしても、しっかりアンテナを張っておきましょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

11月から急激な増車ができなくなります。3カ月の間で3割以上増車する場合は認可となります。また、許可基準である5台を保持することも厳格となります。5台割れの減車をする際は認可となり、即時減車ができません。また、車検切れのトラックがある場合は車庫増設などの認可申請ができません。要するに運送業法のルールを全部守っていないと思ったように経営ができなくなるのです。正しい事業者が生き残る時代となります。



### 【コラム】

通信販売の Pa-man さんとのコラボ企画がスタートしました。Pa-man さんサイトで運送業法勉強記事を掲載し、トラサポでは運送会社様お役立ち商品を紹介いたします。益々皆様のお役に立てるよう！！

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)



# トラサポ通信

2019/11/1  
Vol.12



## 気になるニュース



各地で台風による災害が起きました。関東の千葉県でも多くの方が被害に逢われました。これから復興するのはとても大変なことです、心から応援をするところです。我々はそのような事態を対岸の火事として捉えるのではなく、事業の継続も常日頃から考えておかなければなりません。BCPという言葉をご存知でしょうか。「事業継続計画」のことです。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にし、中核となる事業の継続のために、平常時に行うべき活動や緊急時の事業継続のための方法を取り決めておく計画のことです。今から考えておく必要があるでしょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません、多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

11月から以下の事業者は認可申請ができなくなります。行政処分終了から6か月以内。申請の3カ月以内の巡回指導でE判定以下。申請の3カ月以内に自らの責による重大事故を発生させている。1台でも車検証の有効期間が切れている。これらは営業所単位です。事業報告書、事業実績報告書、運賃・料金の届出をしていない。適切な運賃料金設定届をしていない。毎年しっかりしていれば怖くありませんので日々の努力が大切です。



### 【コラム】

東京モーターショーに行ってきました。自動運転への大きな方向性が見られましたが、実用にはまだまだクリアすべきハードルが盛りだくさんでした。昼寝しながら目的地に着く時代が楽しみです。

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2019/12/1  
Vol.13



## 気になるニュース



未払い賃金を請求できる期間が現行の2年から3年に延長する検討に入ったというニュースがありました。ゆくゆくは5年への延長も視野に入っているようです。運送業界でしばしば耳にするのが、残業代込みこみの月間固定給。そこに残業代も全て込みということなのですが…。関係が良いときは良いのですが、変な辞め方をすると、誰かの助けを借りて数年分の未払い残業代を請求してくることは聞いたことがあると思います。しっかり残業時間を勤怠簿に記録した上で、給与明細にはしっかり基本給と残業代を別に記載することが大切です。他人事でなく自分事にすることが大切です。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまっています。

コンプラ道場では、ルールの意味を考えて行きます。

11月から経営者の欠格要件が2年から5年に延びました。しかも延びただけでなく対象も広がりました。許可取消は自分が役員をやっていた会社のみ対象でしたが、これからは親会社、子会社、親会社の子会社等グループ会社が許可取消になった場合も5年間新規許可が取れません。これは許可取消し処分を巧妙に逃れる手口を完全に防ぐものです。普通の会社には関係ありませんが、全体的に不適正者には厳しくなっています。



### 【コラム】

今年は9、10月が記録的暑さだったため、やっと紅葉が目立ってきて、多くのところでこの土日が見頃のピークです。たまには自然いっぱいの中で紅葉狩りもいかがですか。私は花より団子ですが。

### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2020/1/1  
Vol.14



## 気になるニュース



令和元年10月1日食品ロスの削減の推進に関する法律が思考されました。食品ロスを削減するためには大きく2つ。  
1. ムダな食料を買わない。2. 仕入れた食料を廃棄しない。  
社会のためには素晴らしいことですが、食品輸送の物量としては少なくなるのがSDGsにも適います。食品輸送専門でやっている事業者は、その流れが大きくなったときにはじめて焦るのではなく、今から備えておかねばなりません。  
例えば食品ロス対策を重視する飲食チェーン店の、フードバンク活動の物流に携わるなどが考えられるでしょう。日々の業務をやりながらも様々な視点を保ちましょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。  
違反点数12点以上の事業者の増車がとても厳しくなりました。12点だとそもそも増車が届出でなく認可になってしまいました。そして行政処分を受けると半年間は認可申請を出すことができません。従って監査を受けて120日車以上の行政処分を受けると、「行政処分期間+6カ月+認可に要する1~3か月の間」増車ができません。しかも12点が消えるのは3年後です。3年間ずっと即日増車届ができなくなってしまうのです。120日車というのは珍しくないの、より一層法令遵守をしましょう。

### 【コラム】

初の令和正月、あけましておめでとうございます。一年の計は元旦にあり。毎年このときに今年達成することを考えると一歩ずつそこに近づいている気がします。今年の抱負はなんですか？

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町3620  
行政書士 鈴木事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)



# トラサポ通信

2020/2/1  
Vol.15



## 気になるニュース



2024年10月から51人以上の従業員がいる企業で月収8.8万円以上の従業員は厚生年金加入義務となりそうです。8.8万円の厚生年金会社負担額は約8000円。しかし、年金額は増えるので長い目で見ると従業員の安心感は増し、従業員の会社への貢献度合いも増えることでしょう。最近、適正化実施機関の巡回指導でも社会保険加入状況を徹底的に見られているようです。確かに将来、年金制度が維持できているのかは甚だ怪しいところがありますが、これは法人という社会の公器たる義務なのでしょう。従業員の安心を増やして、それが良い会社になる基礎としていきましょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は道路の幅員について学びましょう。

よく車庫の幅員は6メートル必要と書いてあるホームページがありますが、あれは全くのデタラメです。本来であれば認可が取れる車庫なのに少し幅員が狭いからといって、その情報に踊らされて借りるのを諦めてしまう方が多いです。結局は道路管理者が通行可能と認めれば法的に問題ないのです。従って、前面道路の幅員証明が狭い数字で発行された場合は道路管理者にお願いして試みるのが大切です。

### 【コラム】

記録的暖冬でスキー場に雪が降りません。昨年末、新潟越後湯沢にスキー旅行に行きましたが土や草の根っこが飛び出ていました。スキーは楽しめなかったのが巨大な雪だるまを作りました。



### 【発行者】

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

行政書士 鈴木事務所

電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851

メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2020/3/1  
Vol.16



## 気になるニュース



世界中をコロナウイルスが席卷しています。私の人生でここまでイベント中止や学校休校が要請されたのは初めてです。まだまだ収束の道が見えませんが、自分は大丈夫と思わずに不要不急で混雑する場所にはいかないことが大切でしょう。結局は体力が低くなっていると免疫が下がるので、しっかりとした食事と休養を取ることが王道の対策でしょう。この影響で車検の有効期限が延長されます。期限が3月末までの車両は4月末まで延長されるとのことで、自賠責保険も同時に延長されます。混雑する3月にムリヤリ車検をせず、4月に入ってから車検を受けることも考えていきましょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は11月改正後の増車について学びましょう。改正前は何台でも即日増車が可能でしたが、改正後は制限されています。3カ月前の台数の3割以上増える増車は即日では終わらず、1～3カ月かかる認可となりました。しかし、その増台分が10台までであれば大丈夫です。たとえば30台の会社が10台増やすのは3割以上ですが即日届出が可能です。しかし11台増やすのは認可となってしまいます。仕事が増えるときは増車計画をしっかりと考慮しなければなりません。

### 【コラム】

生まれてはじめてファスティングというものをしました。3日間、ほとんど固形物を取らず、酵素スムージーと玄米スープのみのプチ断食。2日目は辛かったですがなんとか3日間完遂しました！でもなんの効果があったかは微妙です。

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町3620  
行政書士 鈴木事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2020/4/1  
Vol.17



## 気になるニュース



4月1日から「正規非正規社員の同一労働同一賃金」が始まります。最近では長澤運輸とハマキョウレックスでの裁判例が有名です。高齢者だから、契約社員だから、という理由だけで精勤手当、無事故手当、ボーナス、家族手当などを無くしたり低くしたりしている事業者は、それができなくなるかも知れません。もし同じ仕事をしているのならば、同じ賃金と手当を支給しなければなりません。未払賃金の請求期間も長くなるようですから社労士とも相談しながら給与規則をキレイにしましょう。厚生労働省が「同一労働同一賃金ガイドライン」を出しているのも確認しましょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は11月改正後の写真添付について学びましょう。営業所や車庫の申請をする際に、それまでは必要なかった写真の添付が必要になりました。（近畿運輸局では必要でした）運輸支局が、事業者の実態と事業計画の整合性を厳格視するようになっています。営業所については、机・電話・アルコールチェッカーなどが設置してあるか。車庫はコンテナ部分が車庫面積に含まれてないか、無認可の営業所が無いかなどを確認します。コンプライアンスは守る方が気楽になっています。

### 【コラム】

3 月末の横浜は異様なほどに雪が降りました。毎年異常気象と言われ、なにが以上かわからなくなりました。コロナは依然として収束を見せませんが、頼れるものは頼りながら今はなんとかみんなで生き残しましょう。

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町3620  
行政書士 鈴木事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)



# トラサポ通信

2020/5/1  
Vol.18



## 気になるニュース



6月1日からパワハラ防止法がスタートします。古い慣習が残っている会社は特に注意です。「昔はこうだった」「自分はこう教わってきた」は通用しない世の中です。

職場におけるパワハラ3要素とは「優越的な関係を背景とした言動」「業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動」「労働者の就業環境が害される」です。典型例も挙げられています。1. 身体的な攻撃、2. 精神的な攻撃、3. 人間関係からの切り離し、4. 過大な要求、5. 過少な要求、6. 個の侵害。厚生労働省HPで詳しい指針が出ています。コロナで大変な時期ですが5月でパワハラ防止体制の整備も必要です。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は運行管理者の資格についてです。

運行管理者になるには2通りあります。1つは運行管理者試験に合格すること。ほとんどの会社はこちらでしょう。意外と知られてないのが5年の実務経験プラス5回の講習受講で資格を得る方法です。運行管理者が1名のみだと、その人が辞めたら大変です。しかし国家試験合格は難しい。5年は意外と早く過ぎます。何人かを補助者にして講習受けさせれば必ず運行管理者を増やせます。今年からでもぜひ取り組んだらどうでしょうか。



### 【コラム】

私の事務所は完全には閉めていませんがシャッターを8割閉め、お客様対応は外できるようにしています。陸事前の事務所なので閉めるにも閉められませんが、いつかは終わります。家族という時間が増えて毎日楽しい面もあります。

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町3620  
行政書士 鈴木事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール suzutaka@g-support.co.jp

# トラサポ通信

2020/6/1  
Vol.19



## 気になるニュース



5月25日全国で緊急事態宣言が解除されました。正直「やっと」という気持ちですが、経済が元通りになるには2年かかると言われています。しかし国民の行動様態は以前と同じには戻りません。大企業はテレワークへのシフトが進み、全国的に電子契約も進みそうです。物流はテレワークとは対極にいますが次の時代に向け態勢を準備する必要があります。事務所にビニール防壁設置などハードウェア面はもちろん、FAXはメールで確認可能なサービス導入、業務管理クラウドシステムの導入、経費アプリの導入、電子契約など少しずつ導入し、業務効率化と併せて実現していきましょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は運行管理者の資格についてです。

運行管理者の常駐性が厳しくなるかもしれません。今まで常勤は求められていましたが、運転者との兼任は認められていました。近畿運輸局にて運行管理補助者がいるにも関わらず「運行管理者が一人だけの場合は運転者を兼ねることはできない」と言われました。24時間365日物流が動く中で運行管理者はいつ休めばいいの？と疑問を抱きますが、特に運行管理者が1名のみの会社は運行管理者を増やしておくことをオススメします。

### 【コラム】

半年ほど四十肩に悩まされ、ここ最近痛みがひどくなってきました。誰に聞いても良い解決法が無く、これは付き合っていくしかないなと覚悟しました。年齢を重ねると体のメンテナンス大切だと痛感するようになってきました。

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町3620  
行政書士 鈴木事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2020/7/1  
Vol.20



## 気になるニュース



「ファクタリング」というサービスを耳にしたことはありませんか？顧客への請求書を手数料取って買取り、現金化してくれるので資金繰りが助かるというものです。その会社が顧客から徴収するのではないので、顧客にバレません。顧客から入金あったらファクタリング会社に入金するのです。最近、トラブルが増加しています。回収不能になった場合に無茶な取り立てに来る悪質業者もいるそうです。契約書に債権の「売買契約」を明示せず、回収不能の場合に債権の買戻しなどを求めてくるのが違法業者の特徴ということなので利用する場合は弁護士と相談してからのご利用をオススメします。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は**標準運賃**についてです。

4月24日に国交省から標準運賃が告示されました。「こんな運賃もらえるわけない！」と言う人も多いですが、4年後には残業時間年間960時間ルールも始まります。長時間労働せずとも他業界と同等の賃金を与えるためには適正な運賃収受が必要なこと自体は間違いありません。国交省はこの運賃の算定根拠も公開しています。もし御社の運賃が標準運賃より低い場合は「どうやったらこの運賃になるのか」を解明すべきだと思います。

### 【コラム】

妻のママ友達がこう嘆きました。「旦那が無期限テレワークになった・・・！！」主婦も色々やることあるし子供の世話も大変なのに、部屋でテレビ会議などされては家庭がうまくいかなくなり、この流れは現実的には続かないのではと思いました。

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町3620  
行政書士 鈴木事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)



# トラサポ通信

2020/8/1  
Vol.21



## 気になるニュース



厚生労働省と環境相が「令和2年度の熱中症予防行動」というリーフレットを発表しました。今年はほぼ100%の人が一日中マスクをしています。マスクをしていると熱中症になりやすいらしいです。「気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意」「マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を」と呼びかけています。荷物の積み下ろしは重労働です。その間は人との距離を取り、マスクを外して作業できる環境を作ることが大切です。あとはなにより睡眠を良く取ることですね。水分補給しながら注意しましょう！



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は**ドライバー指導教育**についてです。

トラック協会巡回指導で毎回、指摘事項上位にあがるのがドライバーの指導教育です。俗に「年間12項目」と言われるもので、「運転の心構え」「危険予測」「積載方法」などを毎年教育しなければなりません。プロのドライバーには当たり前のことばかりでしょうが「知ってる」と「できている」の差は天地程もあります。今まで無事故だからこの先事故を起さないとは限りません。当たり前だからこそ毎年しっかりと教育しましょう。

### 【コラム】

今年は久しぶりの梅雨っぽい梅雨で少し嬉しいです。しかし度重なる記録的豪雨は温暖化が原因とも言われ、ゴミを出すのも罪悪感を覚えてきます。最近はマイバッグを持ってスーパーに買い物に行きます。そんな生活にも慣れてきました。

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町3620  
行政書士 鈴木事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2020/9/1  
Vol.22



## 気になるニュース



国交省が「働きやすい職場認証制度」(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)を創設しました。以前からホワイト経営の認証制度ができると言われていたものが正式に始まりました。1. 法令順守等、2. 労働時間・休日、3. 心身の健康、4. 安心・安定、5. 多様な人材の確保・育成の5分野で審査されます。今回はまず1つ星認証からスタートするとこのとです。ドライバー求人の際、応募する側から見たらとても魅力的な会社に映ることでしょう。

令和2年9月16日～12月15日に申請受付け、翌年1月以降、審査結果を申請者に通知されるということです。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は**特別な指導**についてです。

ドライバーを雇った場合、NASVA等で初任運転者適性診断を受けます。それとは別に「特別な指導」もしなければなりません。これを知らない方がかなり多く、トラック協会での指導項目で常に上位に挙がります。特別な指導は原則社内で実施します。座学15時間以上と実技20時間以上の指導をする必要があります。実技は同乗研修でよいです。座学15時間は内容は一般指導12項目と同内容です。忘れずに実施しましょう。



### 【コラム】

残暑と言えないくらい厳しい暑さが続きます。蝉も急いで泣き乱れています。コロナで閉塞感がある中、暑さも暴風雨も厳しい上にインフルエンザの季節にもなってきます。改めて手洗いうがいの基本を大切にしていきたいと思います。

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町3620  
行政書士 鈴木事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール [suzutaka@g-support.co.jp](mailto:suzutaka@g-support.co.jp)

# トラサポ通信

2020/10/1  
Vol.23



## 気になるニュース



菅首相が誕生しました。コロナ対策が最重要課題となりますが次に重要なのはデジタル化です。デジタル庁を作り、本格的に進めます。社会はハンコが不要になり、事務所に行かなくても仕事が回るような方向にどんどん進みます。運送業界はいまだにFAXのやりとりが多い業界です。まずはメールのやりとりを基本とするところから始めてみてはいかがでしょうか。書類もFAXでなくPDFで送れば大量の紙を保管する必要はありません。送るのに多少の手間がかかっても検索と保管コストが下がります。今までのやり方が通用しない世の中はすぐそこです。焦燥感持っていきましょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回も**特別な指導**についてです。

65歳以上のドライバーは適齢診断と特別な指導が必要です。65歳に達した日以後1年以内、その後3年以内毎に1回と決まっています。適齢診断はNASVA等で受けても特別な指導を忘れてしまう方が多いです。適齢診断の結果を踏まえ1カ月以内に個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導しましょう。運転者台帳の記載も忘れずに。

### 【コラム】

ようやく秋の陽気になってきたと思ったら今年も残り3カ月となりました。GOTOと言われても怖くてどこにもいけません。そんな中、来月は横浜から小田原まで40kmウォーキングに挑戦しようと訓練を始めました。今からワクワクしています。

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町3620  
行政書士 鈴木事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール suzu-gyosei@uu.em-net.ne.jp



# トラサポ通信

2020/11/1  
Vol.24



## 気になるニュース



正規非正規問題で新たな判決。10月13日メトロコマース、大阪医科薬科大、15日日本郵便。賞与と退職金の違いは不合理とは言えない。扶養手当、有給の夏季・冬季休暇、年末年始勤務手当の違いについては不合理。結果的にはそのようになりましたが、まだまだこの論争ははっきりとした枠決めはなされていません。ただ共通して言えるのは「正規と非正規の間に客観的に合理的と言える違いがあるか」という問題です。トラックドライバーは仕事の性質上、そのような違いを客観的に証明するのは難しい部類だと思います。会社でリスクを抱えないようにしっかり対策していきましょう。



## コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は**3カ月点検**についてです。

事業用トラックは3カ月毎に定期点検、12カ月定期点検と車検が必要です。整備工場に頼んでいる方は安心でしょう。3カ月点検未実施の罰則はものすごく重いです。全台全く実施していない場合はいきなり30日営業停止です。未実施2回の場合、その車両台数×5日車だけ使用停止処分となります。もし161台あったらそれだけで許可取消です。トラックはタイヤ脱輪も凶器となります。3か月点検は最重要事項として厳守しましょう。

### 【コラム】

小田原まで43kmを踏破しました。午前10時半に出発し到着は夜の8時過ぎ、体はボロボロ空は真っ暗。日帰り温泉に行こうと思いましたが遅くてそんな余裕ありませんでした。とても充実した冒険となりました。来月も新たな場所に挑戦します。

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町3620  
行政書士 鈴木事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール suzu-gyosei@uu.em-net.ne.jp

